ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ポジティブ・アクション
普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

次世代認定マーク
「くるみん」

Press Release

香川労働局発表
平成27年5月28日

担当
香川労働局雇用均等室
室　　長　　室谷　留美
地方育児・介護休業指導官　森長　由紀子
電　話　087－811－8924
夜　間　087－811－8928
http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

平成２６年度　雇用均等室における法施行状況まとまる
～　セクシュアルハラスメントに関する労働者からの相談が増えました！　～

1．平成26年度　雇用均等室における法施行状況(資料1)

【ポイント】

1．雇用均等室に寄せられた相談は759件、前年度より17件の微増

・男女雇用機会均等法に関する相談が286件で、前年度より82件増え、約1．4倍。
・相談内容はセクシュアルハラスメントに関するものが161件（56．3%）と最多で、うち労働者からの相談が111件（74%）と前年度より38件の増加。
・「妊娠・出産等に係る不利益取扱い」に関する相談が32件で、前年度より10件増え、約1．5倍。うち女性労働者からの相談が18件（56．2%）と半数以上を占めている。
・パートタイム労働法に関する相談が99件で、前年度より75件増え、約4倍。うち改正内容にかかる相談が48件と約半数を占めている。

2．雇用均等室における助言・指導の状況

・男女雇用機会均等法に基づく指導のうち、「セクシュアルハラスメント」に関するものが62．5%で最多、育児・介護休業法に基づく指導のうち、育児・介護とも「勤務時間短縮等の措置」に関するものが、それぞれ46%と39%で最多、パートタイム労働法に基づく指導のうち、「通常の労働者への転換」に関するものが32．8%と最多となっている。
・ポジティブ・アクション(※)に係る助言のうち、女性の管理職登用に関するものが37件（45．7%）で最多となっている。

3．紛争解決援助の状況

・紛争解決援助の受理件数は2件で前年度より1件減少。内容は「妊娠・出産を理由とする不利益取扱い」と「育児休業にかかる不利益取扱い」に関するものがそれぞれ1件。

※　ポジティブ・アクションとは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている、といった仕事上の格差が生じている場合に、この格差の解消を目指して行う企業の自主的な取組のことをいう。

2．6月は男女雇用機会均等月間です(資料3)

月間テーマ　　職場のマタハラでつらい思い、していませんか？
～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～

妊娠・出産等を理由に解雇したり、退職を強要することなどは男女雇用機会均等法等で禁止されています。妊娠等を理由に不利益な取扱いを受けたり、困ったことがあったら、香川労働局雇用均等室（℡087－811－8924）までご相談下さい。匿名でも受け付けており、相談は無料です。

■　添付資料
1　平成26年度　雇用均等室における法施行状況
2　義務です　職場におけるセクシュアルハラスメント対策
3　職場のマタハラでつらい思い、していませんか？